



1年保存

労健安発第1578号  
平成30年7月31日

各産業保健総合支援センター所長 殿

勤労者医療・産業保健部長

「平成30年度（第69回）全国労働衛生週間」に係る周知等について

標記について、平成30年7月18日付け厚生労働省発基安0718第1号にて厚生労働事務次官から別添のとおり周知依頼がありました。

つきましては、各産業保健総合支援センターにおかれましては、都道府県労働局と連携のうえ、ホームページやメールマガジン等により、事業場、関係団体への情報提供について御協力くださいますようお願いいたします。

また、産業保健活動総合支援事業は、事業場の産業保健活動の定着により、労働者の健康確保の推進に寄与するものであり、全国労働衛生週間の主旨にも沿うことから、この機会を捉え、下記の事項に積極的に取り組むよう併せてお願いいたします。

#### 記

- 1 行政機関、産業保健関係機関等と連携を図り、産業保健活動総合支援事業を通じた支援等を実施すること。
- 2 産業保健活動総合支援事業に係る周知を行い、労働者、産業医や衛生管理者等の産業保健スタッフ、事業者への理解を促すこと。特に、治療と仕事の両立支援の普及促進、ストレスチェック制度をはじめとしたメンタルヘルス対策等の促進及び産業保健関係助成金の周知を図ること。



厚生労働省発基安 0718 第 1 号  
平成 30 年 7 月 18 日

独立行政法人労働者健康安全機構理事長 殿

厚生労働事務次官  
(公印省略)

平成 30 年度 (第 69 回) 全国労働衛生週間に関する協力依頼について

厚生労働行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省におきましては、国民の労働衛生意識の高揚及び産業界における自主的な労働衛生管理活動の促進を図るため、昭和 25 年以来全国労働衛生週間を主唱して参りました。

本年度におきましても、平成 30 年度全国労働衛生週間実施要綱 (別添) に基づき、10 月 1 日から同月 7 日までを本週間、9 月 1 日から同月 30 日までを準備期間として、

「こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革」

のスローガンのもとに、全国一斉に積極的な活動を行うことといたしました。

つきましては、この全国労働衛生週間の趣旨を御理解いただき、関係機関、傘下の団体、会員事業場等の関係者に対する周知等につきまして格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。